

改正案		現行																	
<p>【ページ3】 4. 用語の定義 <u>(以後すべての表題の数字をずらす。)</u></p> <p>【ページ5】 5.1. 申請の受付 申請書には、溶接事業者検査実施組織、審査対象電気工作物、検査責任者、ボイラータービン主任技術者、検査担当窓口、溶接施工工場、検査の一部を委託する場合は、委託形態、委託先等が記載されているかなど、「様式1 申請書記載様式」<u>又はこれに準ずるもの</u>について適切性を確認する。</p> <p>【ページ7】</p> <p style="text-align: center;">表 1 溶接安全管理検査の実施主体における役割分担</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">実施主体</th> <th style="width: 20%;">担当業務</th> <th style="width: 30%;">技術基準の確認</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">設置者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 溶接事業者検査の実施 ● 検査業務一部委託の管理 ● 溶接安全管理審査の受審 </td> <td>溶接事業検査の合否判定を技術基準に照らして全数確認を行う。</td> <td>設置者から検査を委託された者は、設置者として溶接事業者検査を実施する。この場合でも検査の最終責任は、設置者が負う。</td> </tr> </tbody> </table>		実施主体	担当業務	技術基準の確認	備考	設置者	<ul style="list-style-type: none"> ● 溶接事業者検査の実施 ● 検査業務一部委託の管理 ● 溶接安全管理審査の受審 	溶接事業検査の合否判定を技術基準に照らして全数確認を行う。	設置者から検査を委託された者は、設置者として溶接事業者検査を実施する。この場合でも検査の最終責任は、設置者が負う。	<p>【ページ3】 用語の定義</p> <p>【ページ5】 4.1. 申請の受付 申請書には、溶接事業者検査実施組織、審査対象電気工作物、検査責任者、ボイラータービン主任技術者、検査担当窓口、溶接施工工場、検査の一部を委託する場合は、委託形態、委託先等が記載されているかなど、「様式1 申請書記載様式」について適切性を確認する。</p> <p>【ページ7】</p> <p style="text-align: center;">表 2 溶接安全管理検査の実施主体における役割分担</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">実施主体</th> <th style="width: 20%;">担当業務</th> <th style="width: 30%;">技術基準の確認</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">設置者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 溶接事業者検査の実施 ● 検査業務一部委託の管理 ● 溶接安全管理審査の受審 </td> <td>溶接事業検査の合否判定を技術基準に照らして全数確認を行う</td> <td>設置者から検査を委託された者は、設置者として溶接事業者検査を実施する。この場合でも検査の最終責任は、設置者が負う。</td> </tr> </tbody> </table>		実施主体	担当業務	技術基準の確認	備考	設置者	<ul style="list-style-type: none"> ● 溶接事業者検査の実施 ● 検査業務一部委託の管理 ● 溶接安全管理審査の受審 	溶接事業検査の合否判定を技術基準に照らして全数確認を行う	設置者から検査を委託された者は、設置者として溶接事業者検査を実施する。この場合でも検査の最終責任は、設置者が負う。
実施主体	担当業務	技術基準の確認	備考																
設置者	<ul style="list-style-type: none"> ● 溶接事業者検査の実施 ● 検査業務一部委託の管理 ● 溶接安全管理審査の受審 	溶接事業検査の合否判定を技術基準に照らして全数確認を行う。	設置者から検査を委託された者は、設置者として溶接事業者検査を実施する。この場合でも検査の最終責任は、設置者が負う。																
実施主体	担当業務	技術基準の確認	備考																
設置者	<ul style="list-style-type: none"> ● 溶接事業者検査の実施 ● 検査業務一部委託の管理 ● 溶接安全管理審査の受審 	溶接事業検査の合否判定を技術基準に照らして全数確認を行う	設置者から検査を委託された者は、設置者として溶接事業者検査を実施する。この場合でも検査の最終責任は、設置者が負う。																
<p>【ページ11】 6.6.1 施行規則第83条の2第3号に規定する組織</p>		<p>【ページ11】 5.6.1 施行規則第83条の2第3号に規定する組織</p>																	

改正案	現行
<p>施行規則第 83 条の 2 第 3 号に規定する組織(インセンティブを付与されていない組織)が溶接事業者検査を行う場合は、溶接事業者検査を行う前に溶接安全管理審査申請を行う必要がある。</p> <p>この場合の安全管理審査は、申請後行われる「文書審査」及び溶接事業者検査の工程中及び全ての溶接事業者検査の終了時に行う「<u>実地審査</u>」から構成される。<u>ただし、「添付資料 4 民間製品認証制度を活用した溶接事業者検査に対する安全管理審査」に掲げる要件を満たした場合、民間製品認証制度を溶接事業者検査に活用し、実地審査のうち溶接事業者検査の工程</u><u>中に行う審査(以下「<u>工程中審査</u>」という。)を省略することができる。</u></p> <p>【ページ 14】</p> <p>5.7. 審査結果及び評価について</p> <p>溶接安全管理審査は、「表 4 法定審査6 項目」に示す項目について審査を行うものとする。</p> <p>また、審査機関は、法定審査項目の審査において、①インセンティブ付与のための「<u>継続的な検査実施体制</u>」及び②協力事業者との<u>組合せ</u>の要否を判断するための「設置者主体による自律的な委託先管理」の審査を行い、その結果を「様式3 電気事業法第52 条第5 項で準用する法第51 条第5 項に基づく溶接安全管理審査結果通知書」により国へ通知するものとする。</p> <p>【ページ 25】</p> <p>8.5. 検出事項発見時の対応</p> <p>審査によって審査基準に適合しない事案又は技術基準に適合しない保安上重要な問題を検出した場合は、その内容を記載し、設置者からの同意した旨のサインを受領し、その写しを設置者に渡す。設置者から同意が得られなかった場合は、サインなしで設置者に渡す。</p> <p>検出事項のうち、「添付資料 3 審査基準に適合しない場合の取扱い」に規定する「<u>重大な不適合</u>」が検出された場合は、速やかに「様式 2 検出事項報告様式」に従い、商務流通保安グループ又は産業保安監督部にその旨を報告する。</p>	<p>施行規則第 83 条の 2 第 3 号に規定する組織(インセンティブを付与されていない組織)が溶接事業者検査を行う場合は、溶接事業者検査を行う前に溶接安全管理審査申請を行う必要がある。</p> <p>この場合の安全管理審査は、申請後行われる「文書審査」及び溶接事業者検査の工程中及び全ての溶接事業者検査の終了時に行う「<u>実地審査</u>」から構成される。</p> <p>【ページ 14】</p> <p>5.7. 審査結果及び評価について</p> <p>溶接安全管理審査は、「表 4 法定審査6 項目」に示す項目について審査を行うものとする。</p> <p>また、審査機関は、法定審査項目の審査において、①インセンティブ付与のための「<u>継続的な検査実施体制</u>」及び、②協力事業者との<u>組み合わせ</u>の要否を判断するための「設置者主体による自律的な委託先管理」の審査を行い、その結果を「様式3 電気事業法第52 条第5 項で準用する法第51 条第5 項に基づく溶接安全管理審査結果通知書」により国へ通知するものとする。</p> <p>【ページ 25】</p> <p>7.5. 検出事項発見時の対応</p> <p>審査によって審査基準に適合しない事案又は技術基準に適合しない保安上重要な問題を検出した場合は、その内容を記載し、設置者からの同意した旨のサインを受領し、その写しを設置者に渡す。設置者から同意が得られなかった場合は、サインなしで設置者に渡す。</p> <p>検出事項のうち、「添付資料3 審査基準に適合しない場合の取扱い」に規定する「<u>重大な不適合</u>」が検出された場合は、速やかに「様式 2 検出事項報告様式」に従い、商務流通保安グループ又は産業保安監督部にその旨を報告する。</p>

改正案	現行
<p><u>また、設置者が民間製品認証制度を活用した溶接事業者検査体制を構築している場合に、認証を得た製品について技術基準に適合しない保安上重要な問題を検出したときは、上記の対応に加えて、当該認証を行った製品認証機関に対して認定を与えた認定機関にも報告を行う。また、製品認証機関の行った認証に疑義が生じた場合は、当該製品認証機関に対して認定を与えた認定機関及び商務流通保安グループ又は産業保安監督部に報告する。</u></p> <p>【ページ26】</p> <p>8.3. 審査通知書の通知</p> <p>審査機関は、審査機関における審査承認プロセスを完了した後、審査結果を「様式3 電気事業法第52条第5項で準用する同法第51条第5項に基づく溶接安全管理審査結果通知様式」に従い、速やかに経済産業大臣宛て通知しなければならない。</p> <p>また、審査機関はこの写しを設置者へ送付するものとする。</p> <p>【ページ28】</p> <p>様式1 申請書記載様式</p> <p style="text-align: center;">溶接安全管理審査申請書</p> <p style="text-align: right;">申請番号： 申請年月日： 年 月 日</p> <p>登録安全管理審査機関 代表者 殿</p> <p style="text-align: right;">住所： 氏名：(名称及び代表者の氏名)印</p> <p>電気事業法第52条第3項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。</p>	<p>【ページ26】</p> <p>8.3. 審査通知書の通知</p> <p>審査機関は、審査機関における審査承認プロセスを完了した後、審査結果を「様式3 電気事業法第52条第5項で準用する同法第51条第5項に基づく溶接安全管理審査通知様式」に従い、速やかに経済産業大臣宛て通知しなければならない。</p> <p>また、審査機関はこの写しを設置者へ送付するものとする。</p> <p>【ページ28】</p> <p>様式1 申請書記載様式</p> <p style="text-align: center;">溶接安全管理審査申請書</p> <p style="text-align: right;">申請番号： 申請年月日： 年 月 日</p> <p>登録安全管理審査機関 代表者 殿</p> <p style="text-align: right;">住所： 氏名：(名称及び代表者の氏名)印</p> <p>電気事業法第52条第3項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。</p>

改正案		現行	
審査を受けようとする組織の名称	(名称) (住所)	審査を受けようとする組織の名称	(名称) (住所)
溶接事業者検査の協力事業者の名称 (複数の場合はすべて記載：別紙添付可)		溶接事業者検査の協力事業者の名称 (複数の場合はすべて記載：別紙添付可)	
溶接事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所(複数の場合は <u>全て</u> 記載)	(名称) (住所)	溶接事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所(複数の場合は <u>すべて</u> 記載)	(名称) (住所)
溶接事業者検査対象電気工作物の概要 (名称及び数量：別紙添付可)		溶接事業者検査対象電気工作物の概要 (名称及び数量：別紙添付可)	
施行規則第 83 条の 2 各号に掲げる組織の区分	<input type="checkbox"/> 1号に掲げる組織(継続) <input type="checkbox"/> 2号に掲げる組織 <input type="checkbox"/> 3号に掲げる組織	施行規則第 83 条の 2 各号に掲げる組織の区分	<input type="checkbox"/> 1号に掲げる組織(継続) <input type="checkbox"/> 2号に掲げる組織 <input type="checkbox"/> 3号に掲げる組織
民間製品認証制度の活用の有無	<input type="checkbox"/> 活用する <input type="checkbox"/> 活用しない	溶接事業者検査の実施時期	
溶接事業者検査の実施時期			
(添付資料) <input type="checkbox"/> 溶接事業者検査実施体制表 <input type="checkbox"/> 溶接事業者検査マニュアル <input type="checkbox"/> 溶接事業者検査実施要領書 <input type="checkbox"/> 溶接事業者検査工程表 <input type="checkbox"/> 溶接部詳細を示す資料 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 前回評定通知書 <input type="checkbox"/> 連絡窓口担当者氏名 【ページ50】 4.3. 民間製品認証制度を活用した場合の安全管理審査		(添付資料) <input type="checkbox"/> 溶接事業者検査実施体制表 <input type="checkbox"/> 溶接事業者検査マニュアル <input type="checkbox"/> 溶接事業者検査実施要領書 <input type="checkbox"/> 溶接事業者検査工程表 <input type="checkbox"/> 溶接部詳細を示す資料 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 前回評定通知書 <input type="checkbox"/> 連絡窓口担当者氏名 【ページ50】 (新設)	

改正案	現行
<p><u>溶接事業者検査に民間製品認証制度を活用する場合は、設置者が、溶接事業者検査を溶接施工工場に委託する際に民間製品認証制度を活用する場合の要求事項（工程中審査を省略する場合は、添付資料4に掲げる要求事項）を明確にし、当該事項に沿って適切に溶接事業者検査を実施していること。</u></p> <p>【ページ54】</p> <p style="text-align: right;">添付資料2</p> <p style="text-align: center;">溶接安全管理審査の標準審査工数 (3号組織に対する溶接安全管理審査)</p> <p>【ページ55】</p> <p><u>(1号組織及び2号組織に対する溶接安全管理審査)</u></p> <p>【ページ59】</p> <p style="text-align: right;">添付資料4</p> <p style="text-align: center;"><u>民間製品認証制度を活用した溶接事業者検査に対する安全管理審査</u></p> <p style="text-align: center;"><u>民間製品認証制度を溶接事業者検査に活用し、工程中審査を省略する場合は、以下の事項を満足すること。</u></p> <p>1. 民間製品認証制度の活用に係る設置者への要求事項</p> <p><u>溶接事業者検査に民間製品認証制度を活用する場合、設置者は以下の事項を満たす必要がある。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>溶接施工工場が民間製品認証に係る認証書を有していることを確認すること。</u> ② <u>現地立会い及び記録により、最終耐圧試験実施状況の確認をすること等を通して検査の実施状況を確認すること。</u> ③ <u>2. に掲げる事項を溶接施工工場に要求し、確認すること。</u> ④ <u>溶接事業者検査の結果について、法第52条第1項に基づき、施行規則第82条の2に規定する内容を記録、保存すること。</u> 	<p>【ページ54】</p> <p style="text-align: right;">添付資料2</p> <p style="text-align: center;">3号組織に対する溶接安全管理審査の標準審査工数</p> <p>【ページ55】</p> <p style="text-align: center;">1号組織及び2号組織に対する溶接安全管理審査の標準審査工数</p> <p><u>(新設)</u></p>

2. 民間製品認証の活用に係る溶接施工工場への要求事項

溶接事業者検査に民間製品認証制度を活用する場合、設置者は溶接施工工場に対して以下の事項を要求し、確認する必要がある。

- ① 溶接事業者検査を適切に実施すること。
- ② 「電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格（火力）（TNS-S3101-2011）」（一般社団法人火力原子力発電技術協会）のプロセス認証を取得していること。
- ③ ②のプロセス認証の取得の際に必要とされる溶接対象部位の代表サンプルは、技術基準、技術基準解釈及び検査解釈を基準に評価すること。
- ④ 溶接した電気工作物が、3. ③を満たす民間製品認証を取得しているものであること。
- ⑤ 納入時に検査記録に加えて、設置者に対して④に係る認証書の写しを提出すること。
- ⑥ 民間製品認証制度を活用した溶接事業者検査に関する国の調査等があった場合、当該調査等に協力すること。
- ⑦ 不適合が発生した場合、設置者にその旨を報告するとともに、民間製品認証機関に報告すること。ただし、不適合品への対応は設置者の責任において、設置者の指示に従い、適切に行うこと。

3. 民間製品認証の要件

民間製品認証制度を活用するに当たり、民間製品認証に関する以下の要件を満たす必要がある。

- ① 民間製品認証機関は、ISO/IEC17011（JIS Q 17011）に適合する認定機関からISO/IEC17065（JIS Q 0065）又はISO/IEC17065（JIS Q 17065）に基づく認定を取得した機関であること。
- ② 民間製品認証機関が登録安全管理審査機関と同一の法人に属している場合、「電気事業法施行規則第115条第1項第10号の解釈について」（平成17・02・14原院第3号）に規定する組織管理

改正案	現行
<p>が行われていること。</p> <p>③ <u>民間製品認証が、技術基準及び技術基準の解釈に適合するものであること。</u></p> <p>【ページ61】 <u>運用改善移行に係る経過措置について</u></p> <p>添付資料5</p> <p>【ページ62】 <u>(削る)</u></p> <p>【ページ63】 【改正履歴】 平成25年7月8日改正 <u>平成26年6月30日改正</u></p>	<p>【ページ59】 <u>運用改善移行にかかる経過措置について</u></p> <p>添付資料4</p> <p>【ページ60】 2. <u>民間製品認証を活用した組織について</u> <u>民間認証を活用した組織については、今回の溶接事業者検査の運用改善によって、設置者の委託管理、検査実施体制及び審査基準が整理されたことにより更新はできないものとする。</u> <u>このため、製品認証を活用した組織としてインセンティブを付与されている設置者は、2号に掲げる組織としての解消審査と新たな制度による溶接事業者検査組織としての審査を受けなければならない。</u> <u>なお、当該組織として付与されたインセンティブについては、次回の評定通知を受ける日まで有効とする。</u></p> <p>【ページ61】 【改正履歴】 平成25年7月8日改正</p>